

文化事業（指定事業）業務一覧

1 必須型事業

(1) ふれあい文化サークル	
目的・趣旨	市民の生涯学習の場を提供する。
実施回数	・通年で実施すること。 ・1年間で80講座（2,400コマ）以上実施すること。 ・形態（スポット、短期、中期、通年講座等）は指定しない。
内容	・目的・趣旨に資する文化サークルを運営すること。 ・指定管理初年度4月からの実施を求めるが、各講座については順次の開講を可とする。 ・プロモーション事業（発表会、サークル文化祭等）の実施は任意とする。 ・受講生向けの託児制度の実施は必須とする。 ・幅広いジャンルの講座を開催しつつ、講座数の偏りがないようにすること。 ・ジュニア向けの講座を一定割合確保すること。 ・事業の再委託は可とする。
(2) 弥生の里音楽祭事業	
目的・趣旨	音楽祭を通じて「音楽のまち」づくりのアピールを行う。
実施回数	年1回
内容	・当該音楽祭として一定期間設け、「第〇回弥生の里音楽祭」の冠をつけ、音楽を中心とした様々な事業を実施すること。 ・実施時期、期間、事業数の指定はしない。 ・他の提案型事業を音楽祭に組み込むことも可とする。
(3) 航空自衛隊春日基地コンサート	
目的・趣旨	西部航空音楽隊による良質な音楽を提供し、市民の感性の向上を図ることを目的とする。
実施回数	年1回
内容	・航空自衛隊春日基地による、入場無料（要入場整理券）のコンサート。 ・実施時期については、航空自衛隊春日基地と協議のうえ決定すること。（「航空自衛隊春日基地サマーコンサート」と題し、例年8月に実施。） ・必要に応じて、諸室（控室）、舞台操作人員及び必要機材を確保すること。 ・情報誌及びホームページへの当コンサートの情報掲載及びチラシ・ポスターの館内設置等広報協力を行うこと。 ・コンサート当日、出演者（約60名）の昼食を準備すること。 ・その他詳細は航空自衛隊春日基地と協議のうえ決定すること。

2 提案型事業

(1) 振興事業	
目的・趣旨	市民や市民団体の文化芸術活動の水準を高め、特色ある文化の創造を目指す。
実施回数	年2本以上
内容	・市民による文化芸術活動の促進や支援を目的とする事業を実施すること。 ・文化芸術活動を行っている市民や市民団体参加型の事業を実施すること。 ・音楽に関連した事業を1事業以上実施すること。 ・同趣旨、同内容で複数回事業実施したとしても、1事業としてカウントする。
(2) 普及・育成型事業	
目的・趣旨	文化芸術に触れる機会を提供し、市民の文化芸術への関心の高揚を図るとともに、文化芸術活動の担い手を育成する。
実施回数	年6本以上
内容	・文化芸術活動を身近なものとして感じてもらえる事業を実施すること。 ・文化芸術への興味・関心を誘い、知識を高めるとともに文化芸術活動への意欲を高揚するような事業を実施すること。 ・普及型事業と育成型事業において、音楽に関連した事業をそれぞれ1事業以上実施すること。 ・同趣旨、同内容で複数回事業実施したとしても、1事業としてカウントする。
(3) 鑑賞型事業	
目的・趣旨	市民の多種多様な鑑賞ニーズに応えるため、良質な文化芸術の鑑賞機会を提供する。
実施回数	年6本以上
内容	・プロのアーティストによる音楽・舞踊・演劇イベント、映像上映イベントなどの鑑賞型事業を実施すること。 ・音楽に関連した事業を1本以上行うこと。 ・同趣旨、同内容で複数回事業実施したとしても、1事業としてカウントする。